資料６

令和４年度における認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準の改正について（案）

◎　令和４年度における認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準について、現在の取組状況などを踏まえ、以下のとおり改正する。

改正後の「広島市認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準（令和４年度分）」（案）は、別紙６のとおり。

１　事業計画の策定・実施状況の評価（⑴　地域包括支援センターとの連携体制）

・　認知症地域支援推進員は、第８期広島市高齢者施策推進プランに掲げた認知症施策の推進に関する目標等を基に、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し活動している。このためには、地域の実態を把握した上で事業計画を策定し、ＰＤＣＡサイクルを回す取組を行う必要があり、地域包括支援センターの評価基準に合わせて、評価基準に、新たな項目を加える。

指標	**【事業計画の策定・実施状況の評価】** **市の方針や地域診断等を踏まえて事業計画を策定し、実施状況の評価結果を行っている。**	
基準	**４**	**市の方針や地域の実態を考慮した事業計画を策定して実施し、実施状況の評価を行っている。**
	３	**市の方針や地域の実態を考慮した事業計画を策定し、実施しているが、実施状況の評価は行っていない。**
	２	**市の方針や地域の実態を把握しているが、事業計画に反映できていない。**
	１	**市の方針や地域の実態を把握できていない。**

２　若年性認知症の人とその家族等に対する相談支援

⑸　地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくり）

・　若年性認知症の人とその家族等に対する相談支援は、全ての認知症地域支援推進員が取り組んでいることから、更なる取組の質向上に向けて、関係機関と連携した支援の有無や居場所などの社会資源の有無に関する内容に評価基準を改める。

＼	現　　行		改　正　案	
基準	４	３に加え、対象者一人一人の状況に合わせた居場所などの社会資源の創出に取り組んでいる。	４	３に加え、対象者一人一人の状況に合わせた居場所などの**社会資源が区に１か所以上立ち上がっている。**
	３	若年性認知症の人やその家族等からの相談に対し、関係機関と連携して、既存の制度やサービスを組み合わせた支援を行っている。	３	**２に加え、対象者一人一人の状況に合わせた居場所などの社会資源の創出に取り組んでいるが、まだ立ち上がっていない。**
	２	若年性認知症の相談に応じているが、関係機関と連携した支援を行っていない。	２	**若年性認知症の人やその家族等からの相談に対し、関係機関と連携して、既存の制度やサービスを組み合わせた支援を行っている。**
	１	若年性認知症の人とその家族等に対する相談支援を行っていない。	１	**若年性認知症の相談に応じているが、関係機関と連携した支援を行っていない。**